

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成26年 3 月

(第 2 回訂正分)

株式会社エンバイオ・ホールディングス

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成26年 3 月 4 日に関東財務局長に提出し、平成26年 3 月 5 日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成26年 2 月 6 日付をもって提出した有価証券届出書及び平成26年 2 月24日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,050,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し247,700株（引受人の買取引受による売出し78,500株・オーバーアロットメントによる売出し169,200株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成26年 3 月 4 日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 「第 1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第 2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を**勘案した結果**、SMB C 日興証券株式会社が当社株主である西村実（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式**169,200株**の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を**行います**。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成26年 2 月 6 日（木）開催の取締役会において、本募集とは別に、SMB C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式169,200株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成26年 3 月 4 日（火）に決定された引受価額（**533.60円**）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第 1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（**580円**）で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「272,895,000」を「**280,140,000**」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「272,895,000」を「**280,140,000**」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は280,140,000円と決定いたしました。

(注) 5. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「580」に訂正

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「533.60」に訂正

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「266.80」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき580」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 公募増資等の価格決定に当たりましては、550円以上580円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。

その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、580円と決定いたしました。

なお、引受価額は533.60円と決定いたしました。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(467,500円)及び平成26年3月4日(火)に決定された発行価格(580円)、引受価額(533.60円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額であります。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき533.60円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、必要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

(略)

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成26年3月11日(火)までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき533.60円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき46.40円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と平成26年3月4日(火)に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「545,790,000」を「560,280,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「530,790,000」を「545,280,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額545,280千円及び「1 新規発行株式」の(注)2に記載の第三者割当増資の手取概算額上限89,985千円については、600,000千円を関係会社投融资資金(平成27年3月期：350,000千円、平成28年3月期：250,000千円)に充当する予定であり、残額は、金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。

なお、関係会社投融资資金については、連結子会社である株式会社アイ・エス・ソリューションに対する融資として100,000千円、株式会社ビーエフマネジメントに対する融資として200,000千円、関連会社で

ある江蘇聖泰実田環境修復有限公司に対する投融資として300,000千円をそれぞれ予定しており、当該資金の充当計画は下記の通りであります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(株式会社アイ・エス・ソリューション：土壌汚染対策事業)

株式会社アイ・エス・ソリューションに対する融資100,000千円は、土壌汚染対策事業に関して、①事業拡大のための人材採用費等に20,000千円（平成27年3月期：10,000千円、平成28年3月期：10,000千円）、②案件受注拡大に伴う増加運転資金に80,000千円（平成27年3月期：40,000千円、平成28年3月期：40,000千円）を充当する予定であります。

(株式会社ビーエフマネジメント：ブラウンフィールド活用事業)

株式会社ビーエフマネジメントに対する融資200,000千円は、ブラウンフィールド活用事業に関して、販売用不動産の取得資金に200,000千円（平成27年3月期：100,000千円、平成28年3月期：100,000千円）を充当する予定であります。

(江蘇聖泰実田環境修復有限公司：土壌汚染対策事業)

江蘇聖泰実田環境修復有限公司に対する投融資300,000千円は、土壌汚染対策事業に関して、中国における案件受注に伴う土壌汚染浄化用資材・薬剤等の購入資金のため、300,000千円（平成27年3月期：200,000千円、平成28年3月期：100,000千円）を充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成26年3月4日（火）に決定された引受価額（533.60円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格580円）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「44,352,500」を「45,530,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「44,352,500」を「45,530,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、SMBC日興証券株式会社が発行した当社普通株式169,200株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4に記載した振替機関と同一であります。

（注）3. 7. の全文削除及び4. 5. 6. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1（注）2」を「580」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「533.60」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2」を「1株につき580」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3」を「（注）3」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。なお、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 元引受契約の内容
金融商品取引業者の引受株数 SMBC日興証券株式会社 78,500株
引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき46.40円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成26年3月4日（火）に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「95,598,000」を「98,136,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「95,598,000」を「98,136,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出しについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「580」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1」を「1株につき580」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。なお、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、平成26年3月4日（火）に決定いたしました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 オーバーアロットメントによる売出しについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）169,200株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

これに関連して、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成26年3月20日（木）を行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成26年3月20日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出しについて」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成26年2月6日（木）及び平成26年2月24日（月）開催の取締役会において決議し、平成26年3月4日（火）に決定した内容は、以下のとおりであります。

| | | |
|-----|----------------------|--|
| (1) | 募集株式の数 | 当社普通株式 169,200株 |
| (2) | 払込金額 | 1株につき467.50円 |
| (3) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、割当価格（注）に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) | 払込期日 | 平成26年3月26日（水） |

(注) 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成26年3月4日（火）に決定いたしました。